

大分県報

平成二十九年
第二九〇七号
八月十五日

(火曜日)

目次

告示

- 生活保護法等による介護機関の指定……………一
- 平成二十九年第四次募集期の自衛官候補生の採用試験の期日並びに試験場の位置及び名称……………二
- 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出(四件)……………二
- 都市計画事業の認可……………五
- 都市計画図書の縦覧(二件)……………五
- 開発行為の完了……………六

○告示

大分県告示第四百七十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

平成二十九年八月十五日

大分県知事 広瀬 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
---------	-----	-----	------------	---------	-------

フアン薬局 長門記念病院前	佐伯市鶴岡町一丁目二〇〇七番七	株式会社フアンメデイカル	佐伯市長谷九六八二一五	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平二八・二・一
鈴木病院	速見郡日出町三九〇四番六	医療法人久寿会	速見郡日出町藤原一六九一番地の一	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	平二九・五・一
雄仁会グループインハウス	竹田市大字竹田一八二四番地	医療法人雄仁会	竹田市大字竹田一八五五番地	通所型サービス(独自/定率)	平二九・七・三
ゆう調剤薬局佐伯コスモ店	佐伯市鶴岡西町二丁目二一六番	株式会社ソメヤ	大分市光吉一三三四番地の三	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平二九・七・八

大分県告示第四百七十六号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定により、平成二十九年第四次募集期の自衛官候補生の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のように定める。

平成二十九年八月十五日

大分県知事 広瀬 貞

一 筆記試験

試験期日

試験場の位置及び名称

平成二十九年九月十六日 (予備日)・平成二十九年九月十九日	第一試験会場 大分市長浜町三一五一一九 大分商工会議所	第二試験会場 別府市中央町五一七 別府亀の井ホテル	第三試験会場 宇佐市大字辛島一九八一二 宇佐商工会議所	第四試験会場 玖珠郡玖珠町塚脇四六二一一 玖珠自治会館
----------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

平成二十九年八月十五日

大分県報(告示)

平成二十九年八月十五日

大分県報 (告示)

二

二 口述試験 1 男子	第五試験会場 竹田市大字会々一六五〇 竹田市総合社会福祉センター 第六試験会場 佐伯市鶴谷町三―三―三七 海上自衛隊佐伯基地分遣隊 予備日会場 大分市新川町二丁目一―三六 大分合同庁舎五階 自衛隊大分地方協力本部	詳細については、自衛隊大分地方協力本部募集課(電話〇九七―五三六―六二七二)に 問い合わせること。 ~~~~~ 大分県告示第四百七十七号 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の 規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項に おいて準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。 平成二十九年八月十五日 大分県知事 広 瀬 勝 貞
試験 期 日 平成二十九年九月二十日から二十六日のうち 自衛隊大分地方協力本部が指定する日	試験場の位置及び名称 別府市大字鶴見四五四八―一四三 陸上自衛隊別府駐屯地	一 届出の概要 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フレスポ中津北 中津市大字大新田字六番通二百七十六番一 外 2 届出者の氏名又は名称及び住所 大和リース株式会社 代表取締役社長 森 田 俊 作 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
2 女子 試験 期 日 平成二十九年九月二十三日	試験場の位置及び名称 別府市大字鶴見四五四八―一四三 陸上自衛隊別府駐屯地	3 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて は代表者の氏名 変更前 株式会社マックハウス 代表取締役社長 舟 橋 浩 司 東京都杉並区梅里一丁目七番七号
三 身体検査 1 男子 検 査 実 施 日 平成二十九年九月二十日から二十六日のうち 自衛隊大分地方協力本部が指定する日	身体検査場の位置及び名称 別府市大字鶴見四五四八―一四三 陸上自衛隊別府駐屯地	株式会社オーケー 代表取締役社長 大 城 英 男 大分市高崎三丁目一番二十五号 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳 井 正
2 女子 検 査 実 施 日 平成二十九年九月二十三日	身体検査場の位置及び名称 別府市大字鶴見四五四八―一四三 陸上自衛隊別府駐屯地	山口県山口市佐山七百十七番地一 株式会社フタタ 代表取締役社長 二 田 孝 文
四 その他	別府市大字鶴見四五四八―一四三 陸上自衛隊別府駐屯地	福岡県福岡市中央区天神五丁目七番三号

株式会社エービーシー・マート

代表取締役社長 野口 実

東京都渋谷区道玄坂一丁目十二番一号

株式会社セリア

代表取締役社長 河合 宏光

岐阜県大垣市外濶二丁目三十八番地

変更後

株式会社トキハインダストリー

代表取締役社長 吉弘 晃

大分市明野東一丁目一番一号

株式会社ユニクロ

代表取締役 柳井 正

山口県山口市佐山七百十七番地一

株式会社フタタ

取締役会長 二田 孝文

福岡県福岡市中央区天神三丁目一番一号

株式会社エービーシー・マート

代表取締役社長 野口 実

東京都渋谷区道玄坂一丁目十二番一号

株式会社セリア

代表取締役社長 河合 映治

岐阜県大垣市外濶二丁目三十八番地

4 変更の年月日

平成二十九年六月二十四日

二 届出年月日

平成二十九年七月二十四日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年八月十五日から同年十二月十五日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十九

年十二月十五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地
(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県北部振興局に提出しなければならない。
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百七十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
平成二十九年八月十五日

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ日田店

日田市大字三和六百七十六 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社九州ケーズデンキ

代表取締役 坂下 陽一

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 加藤 修一

変更後 代表取締役 坂下 陽一

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 加藤 修一

変更後 代表取締役 坂下 陽一

4 変更の年月日

平成二十三年六月九日

二 届出年月日

平成二十九年七月十三日

三 関係書類の縦覧

平成二十九年八月十五日

大分県報(告示)

1 縦覧期間

平成二十九年八月十五日から同年十二月十五日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十九年十二月十五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県西部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年八月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ佐伯店

2 届出者の氏名又は名称及び住所
佐伯市鶴岡西町一丁目二百八十七番地 外十筆
株式会社九州ケーズデンキ

代表取締役 坂 下 陽 一

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

3 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗の名称
変更前 ケーズデンキ佐伯パワフル館
変更後 ケーズデンキ佐伯店
- (二) 大規模小売店舗の所在地
変更前 佐伯市脇津留土地区画整理地内A―七の一部

変更後 佐伯市鶴岡西町一丁目二百八十七番地 外十筆

(三) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 加藤 修 一

変更後 代表取締役 坂下 陽 一

(四) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 加藤 修 一

変更後 代表取締役 坂下 陽 一

4 変更の年月日
(一) について 平成二十一年六月二十五日

(二) について 平成二十二年六月二十五日
(三)及び(四)について 平成二十三年六月九日

二 届出年月日
平成二十九年七月十四日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間
平成二十九年八月十五日から同年十二月十五日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十九年十二月十五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県南部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年八月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ宇佐店

宇佐市大字法鏡寺字川島四百九番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社九州ケーズデンキ

代表取締役 坂 下 陽 一

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前 ケースデンキ宇佐パワフル館

変更後 ケースデンキ宇佐店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 加藤 修 一

変更後 代表取締役 坂 下 陽 一

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 加藤 修 一

変更後 代表取締役 坂 下 陽 一

4 変更の年月日

(一)について 平成二十一年十一月十九日

(二)及び(三)について 平成二十三年六月九日

二 届出年月日

平成二十九年七月十三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年八月十五日から同年十二月十五日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十九年十二月十五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県北部振興局に提出しなければなら

ない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十九年八月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

大分市

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画道路事業

三・四・六十九号 片島松岡線

三 事業施行期間

平成二十九年八月十五日から

平成三十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

大分市大字羽田字栗ノ木、字横田、字宮田、字鳥井元、字上サ及び字河原田地内並び

に大分市大字片島字川原田、字中ノ坪、字加倉、字竹ノ内及び字木ノ元地内

2 使用の部分

大分市大字羽田字横田地内

○公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年八月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

杵築都市計画伝統的建造物群保存地区 杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区(杵築

市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年八月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

杵築都市計画地区計画 城下町地区地区計画（杵築市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成二十九年八月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

中津市大字蛸瀬字岩田千二百二番二ほか八筆並びに千百七番一及び千百九番一の各地先里道並びに字北中千八十五番ほか二十八筆並びに千八十五番地先里道並びに字中通中千四十九番一ほか二十筆

二 開発区域の面積

一万五千七百六十四・三五平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

中津市東本町三番地七

アシスト・ハクユウ不動産株式会社

代表取締役 伊 藤 博文

四 完了検査年月日

平成二十九年七月二十日